

令和2年3月23日

各指定障がい者入所施設 管理者様  
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者様  
各指定特定相談支援事業所 管理者様  
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい福祉課長  
障がい支援課長  
運営指導課長

## 障がい福祉サービス等事業所で新型コロナウイルス感染症が 確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、今後、障がい福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されることから、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課より臨時的な取扱い（第3報）が示されました。

つきましては、取扱いの詳細について、厚生労働省に確認のうえ、次のとおりお知らせします。ご確認のうえ対応くださいますよう、よろしく願いいたします。

### 記

#### 1 職員の人員基準に関する臨時的な取扱いについて

施設入所支援や生活介護等の事業所において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応や学校の一斉休業等の影響等により、職員が一時的に不足し、人員基準を満たすことができなくなる場合については、利用者へのサービス提供に支障がなく、衛生面も含めた安全の確保に十分配慮した場合は、人員基準を満たさないことによる減額措置を適用しない等の柔軟な取扱いを可能とします。

#### 2 生活介護等の事業所が自主的に休業する場合の臨時的な取扱いについて

生活介護等の事業所で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから自主的に休業することとした場合、事業所が休業する旨を市町村に報告したうえで、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象としても差し支えありません。本市に休業する旨の報告をする場合は、福祉局障がい者施策部運営指導課まで報告ください。

#### 3 訪問系サービスにおける臨時的な取扱いについて

発熱が認められる等の新型コロナウイルスの感染が疑われる方へ訪問系サービスを提供するにあたっては、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付け厚生労働省事務連絡）に基づき、対応していただいておりますが、利用者・家族及びヘルパーへの感染リスクを下げるため、利用者の同

意を得たうえで、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供が短時間となった場合においても報酬を算定しても差し支えありません。

居宅介護、同行援護及び行動援護については、個別支援計画等に定められた内容のうち、障がい者等の地域生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を行った場合のみ、サービス提供が20分未満となった場合であっても「30分未満」の報酬を算定することとして差し支えありません。

また、重度訪問介護についても、同様の場合においては、1事業所における1日の利用が3時間未満であっても報酬請求は可能であり、また、サービス提供が40分未満となった場合であっても「1時間未満」の報酬を算定することとして差し支えありません。

今後、発熱等の症状により通所系サービスを利用できなくなった利用者に対するサービス提供の増加や、職員の発熱等により人員基準上の必要な資格を持った人員が確保できなくなる場合も想定されますが、基本的には、当該事業所や相談支援事業所等が調整のうえ、有資格者を派遣することのできる訪問系サービス事業所において、サービス提供されるようお願いいたします。

しかしながら、やむを得ず指定等基準を満たすことが出来なくなった場合、それが一時的なものであり、かつ利用者の処遇に配慮したもので、利用者の同意を得たものであれば、当該資格がないものであっても、他の事業所等で障がい者等へのサービス提供に従事したことがある者であり、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、当該支援に従事することは差し支えありません。ただし、本取扱いによるサービス提供を行う場合は、事前に福祉局障がい者施策部障がい支援課にご確認ください。

### 3 添付資料

- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）

### 4 参考（新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ）

- 大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

- 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- 大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

#### 【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06-6208-8071 Fax：06-6202-6962

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608